

(趣旨)

**第1条** この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第17条（令第18条第2項、令第31条の7又は令第38条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により徴収する違約金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(違約金徴収の方法)

**第2条** 母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に対する違約金は、原則として元利金又は納付金（以下「元利金等」という。）の延滞が解消した後に徴収するものとする。

(違約金の計算)

**第3条** 違約金は、延滞して償還する元利金又は納付金につき法定利率をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した額（100円未満であるときは、これを切り捨てる。）とする。

(違約金の免除)

**第4条** 令第17条ただし書に規定する災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 借受人が災害又は盗難にあい、元利金等を支払期日に支払うことができなかつたと認められるとき。
- (2) 借受人又はその家族が疾病にかかり、又は負傷のために元利金等を支払期日に支払うことができなかつたと認められるとき。
- (3) 借受人が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているとき、又はこれらに準ずる状態であると認められるとき。ただし、借受金の償還が必要経費として認定されているときは、この限りでない。
- (4) 借受人が誠意をもって事業を行ったにもかかわらず、その事業が失敗し、又は不振となり、元利金等を支払期日に支払うことができなかつたと認められるとき。
- (5) 借受人に元利金等の支払能力がなくなったため、保証人又は関係者が借受人に代わって元利金等の支払をしており、なお、その上違約金を徴収することができないと認められるとき。

(6) 借受人又はその世帯の生計を維持するための主たる収入を得ていた者の失業、失職等により生計が著しく困難になったと認められるとき。

(7) その他支払期日に支払うことができなかつたことについて、正当な事由があると認められるとき。

(違約金の免除申請)

**第5条** 借受人は、令第17条ただし書の規定により違約金の免除を申請しようとするときは、母子福祉資金等違約金免除申請書（別記第1号様式）に、その理由を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(違約金免除の決定及び通知)

**第6条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、違約金の免除を決定したときは、母子福祉資金等違約金免除決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、違約金の取扱いに関し必要な事項は、その都度市長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第197号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日告示第154号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月20日告示第729号）

この告示は、平成26年10月20日から施行する。

附 則（平成27年4月23日告示第294号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱第3条の規定は、同条に規定する違約金のうち平成27年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

**附 則**（令和 2 年 11 月 25 日 告示第 578 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱第 3 条の規定は、同条に規定する違約金のうち令和 2 年 4 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

**附 則**（令和 3 年 3 月 19 日 告示第 126 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（令和 5 年 3 月 29 日 告示第 133 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱第 4 条の規定は、この告示の施行の日以後の期間に対応する違約金について適用し、同日前の期間に対応する違約金については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

母子福祉資金等違約金免除申請書

貸付決定番号	年度 第 号	決定年月日	年 月 日				
資金の種類	資 金	借受金額	円				
償 還 期 間	年 月 日 年 月 日	借 受 期 間	年 月 日 年 月 日				
償還方法	賦 年償還 毎回	円ずつ	回				
償還金納付年月日	年 月 日						
違 約 金	免除申請額 円						
	内 訳	回数	延滞日数	金額	回数	延滞日数	金額
申 請 理 由	借受人が違約金の支払が困難である理由						
	連帯保証人が違約金の支払が困難である理由						
上記のとおり違約金の免除を願いたく申請します。							
年 月 日							
(宛先) 奈良市長							
申請者 住所 氏名							

第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

様

奈良市長 印

母子福祉資金等違約金免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった母子福祉資金等違約金については、次のとおり免除することに決定したので通知します。

違約金免除金額 金 円